

マ以下支給トラス請取スルニ

辨來ノ面リ支給ニ尚半成難クハ半常備室ノ審議中ナリ

(ロ) 疎疎法養養ノ爲メ難ニ取リテハ半常備室ノ審議中ナリ

四 (ト) 升意甚難半常ハ取給ニ難シ

三 本 室 之 職 員

(二) 本ノ材料ニ難書半常日給十四日代マ取給ス

(ハ) 難書ニ半以上ハ一日代マ取給ス毎一日給二日代マ取給ス

(ロ) 難書ニ半未漸ハ日給五十日代

(下) 難書一々半未漸ハ日給四十日代

此ノ今回ノ前室米ニ難シテハ式ノ面リ支給ナリ

二 職 之 職 員

一 本 室 之 職 員

返 答

此ノ今回ノ要求ニ難シ難書ニ出サセムコト

財團法人協同會大阪支所

五 請 負 作 業 ノ 場 合 ニ 操 業 上 合 理 的 ニ 常 備 給 ニ 不 足 ヲ 生 ズ ル 場 合

ニ ハ 常 備 給 ヲ 保 證 ス

六 承 認

現 役 ニ 召 集 サ レ タ ル 時 ハ 退 役 迄 在 籍 ト ス 。 但 シ 此 場 合 服 役 期 間 ハ 勤 続 年 數 ニ 計 算 セ ズ

七 今 回 ノ 要 求 ニ 對 シ 犠 牲 者 ヲ 出 サ サ ル 意 志 ナ ル モ 尙 今 後 此 狀 態 ヲ 繼 續 ス ル 時 ハ 保 證 シ 難 シ

本 月 二 日 ヲ 以 テ 五 日 迄 迄 意 業 中 ハ 此 四 日 ニ 對 シ 日 給 二 日 半 分 ヲ 支 給 ス

参 考 ノ 爲 當 社 職 工 ノ 日 給 及 實 收 ヲ 表 示 ス レ バ 左 ノ 如 シ

	最 高	最 低	平 均
日 給 定 額	三、九〇〇	一、四〇〇	二、三二〇
日 收 實 額	七、九一〇	一、四〇〇	三、四一〇

(本表ハ最近六ヶ月間ノ平均ニシテ人夫、女工及見習工ヲ含マズ)